

【概要】

- ①伊予市老人憩の家条例を廃止する条例について（案）
- ②伊予市介護予防三世代交流拠点施設条例の一部を改正する条例について（案）

1 改正の趣旨

高齢者福祉施設再編計画により、伊予市老人憩の家と伊予市介護予防三世代交流拠点施設は、それぞれ指定管理者において運営を行っています。

「下灘老人憩の家」は、令和 7 年 4 月 1 日より休館としていましたが、施設の位置付けを介護予防三世代交流拠点施設に改め、「下灘ふれあい館」として地元運営協議会が管理運営する方向となりました。

このことから、関係する条例の廃止及び一部改正をするもので、その内容について、伊予市意見公募手続き条例に基づき、次のとおり市民の皆さまから意見を募集します。

2 改正による効果・影響等

- (1) 「下灘老人憩の家」を「下灘ふれあい館」とすることで、伊予市老人憩の家条例に定める施設がなくなるため、同条例を廃止する。
- (2) 伊予市介護予防三世代交流拠点施設条例に定める施設に「下灘ふれあい館」を加えるため、同条例の一部を改正する。
- (3) 「下灘老人憩の家」は、「下灘ふれあい館」として地元が管理する施設となり、より地域の実情に即した施設運営が可能になります。